

2010年10月29日

日本国際政治学会 2010 年度研究大会部会 4 地域からの帝国論—比較史と現在

## 民族自治から主権国家へ

——帝国解体期のシオニズム運動における民族分離主義の変容 1881～1948——

東京大学 森まり子

### はじめに

20 世紀の時代思潮の一つが同質的な主権国家への飽くなき願望であったとすると、それを劇的に象徴した出来事の一部が世紀半ばの印パ分離独立とイスラエル建国であった。しかし主権国家への願望は複数の多民族帝国が存在していた 20 世紀初頭には自明ではなく、帝国の枠内での民族自治も現実的な選択肢と捉えられていた。同質的な国家への衝動が特にヨーロッパから中東にかけて国際政治上の支配的な潮流となるのは、**ロシア帝国・オスマン帝国・オーストリア＝ハンガリー帝国**が崩壊して多数の民族国家が誕生した戦間期である。シオニズム運動はこれらの帝国との関わりの中で民族自治から主権国家へと要求の力点を変化させ、第一次大戦後にはパレスチナを委任統治下においた**大英帝国**と関わりつつ、後にパレスチナ難民問題を生む重要な要因の一つとなる分離主義をはぐくんだ。本稿はこの基本的な流れと時代思潮を念頭に、上記四つの帝国が、イスラエル建国につながるシオニズム運動の分離主義に与えた影響を、政治と思考様式に焦点を当てて検討する。パレスチナを統治したオスマン帝国と大英帝国の場合には、帝国の政策がパレスチナという一地域に与えた影響をも視野に入れる。そして最後にその分離主義が、パレスチナ難民の発生に深く関わった建国前後のシオニスト指導部（イスラエル政府）のアラブ住民政策にいかに関与されたのかを考察して結びとする。

### 第1節 ロシア帝国——分離と共存、自衛と征服のモデル——

19 世紀末から 20 世紀初頭のロシア帝国は、ロシア・東欧からパレスチナへ渡ったユダヤ人移民の政治文化・組織形態・精神構造に、ひいてはパレスチナ・アラブ人への関わり方に深い影響を与えた。その影響はロシアの多民族性の中で革命期に複雑に展開した社会主義・ナショナリズム・反セム主義と密接に関連している。ここではその多彩な影響の中から分離と共存、自衛と征服のモデルを取り上げることとしたい。

#### (1) 分離と共存

約 500 万人のユダヤ人と彼らの強制集住地域を有したロシア帝国はシオニズムの揺籃の地であり、1881 年のアレクサンドル 2 世の暗殺を契機とするポグロムの後にパレスチナへ初の組織的なユダヤ人移民を送り出している（第一次アリヤー<sup>1</sup>）。しかし 1905 年革命前後の文脈では、シオニズムはユダヤ人ナショナリズムの強力ではあるが一つの選択肢にすぎなかった。当時のロシアのユダヤ人ナショナリズムには、反セム主義を逃れてロシアから

の脱出を図る「移住・分離型」(シオニズム、領土主義<sup>2</sup>)と、ロシア政治への参加によってユダヤ人の文化的自治の獲得を図る「残留・共存型」の二種類があり、革命期の政治状況を反映していずれの潮流にも社会主義が複雑な影響を及ぼしていた。またシオニズムを志向しつつ過渡期の方策として現住地での文化的自治を要求するという二つの型の融合も見られた。ロシアのユダヤ人ナショナリズムにおける分離と共存の二方向、または両者の融合が後にパレスチナのユダヤ人移民のアラブ人に対する態度に影響を与えていく。

「残留・共存型」の代表例がユダヤ人社会主義組織ブントである。社会主義運動における民族的な単位の維持という基本路線の故に、ロシア社会民主労働党内でレーニンらと緊張関係にあったブントは1901年にユダヤ人自治構想を起草し、シオニストにもインパクトを与える。それはオーストリア社会民主党のブリュン決議や東欧ユダヤ人のケヒラー(「共同体」を意味する自治組織)の伝統を念頭においた文化的自治構想であった。その背後にあったのは、ポーランドが独立してもポーランド人によるユダヤ人迫害はやまないであろうから、ロシア帝国の分解はかえって危険であり、ユダヤ人は多民族国家の枠内でのみ権利を保障されるという考え方である。「現住地」を重んじるブントは、民族を「血」の共通性から定義して単一の排他的な民族領土であるパレスチナへの集住を説くシオニズム運動と激しく対立した。しかしブントの自治構想は、彼らと同じく社会主義とユダヤ人ナショナリズムの両方に忠実であろうとした社会主義シオニズム組織ポアレイ・ツィオンに、組織的な対立関係にもかかわらず第一次ロシア革命を機に流れ込むのである<sup>3</sup>。

ポアレイ・ツィオンは1906年に社会主義シオニズムの理論家ベール・ボロホフによって統一される。統一されたポアレイ・ツィオンのための論文「我々の綱領」(1906年2月)でボロホフは、前述のブントの自治構想の影響を受けつつ、シオニズムの実現までの「対症療法」としてガルート(ディアスポラ)における政治的自治を要求し<sup>4</sup>、従来からの「脱出・分離型」路線に「残留・共存型」路線を並置している。しかしブントにとってロシアでの自治が最優先であったのに対し、この時点のポアレイ・ツィオンにとってはロシアでの自治は過渡期の方策でありシオニズムの究極の優位を揺るがすものではなかった。

しかしロシア革命の急速な展開は、この二路線をめぐるポアレイ・ツィオンの内部分裂を生む。ボロホフらロシアの党本部が革命の進展に合わせる必要性からロシア政治への参加と自治を求める「残留・共存型」に傾斜したのに対し、革命の心臓部から地理的に離れていたポーランド支部はボロホフのもともとの傾向であった「脱出・分離型」を信奉し、社会主義革命への参加や自治獲得に冷淡であった<sup>5</sup>。後者の集団こそ第二次アリヤー(1904~1914)でパレスチナに渡った社会主義シオニストの主力となった人々であり、彼らの創設したパレスチナ・ポアレイ・ツィオンはロシアでの自治獲得に関心を注ぐようになったロシアの党と訣別し、パレスチナの現実に根ざす地域政党として組織的変貌を遂げながら後にイスラエル建国を導く。しかし後の首相ベングリオンを含むこの人々は、現地のアラブ人との分離を当初から明確にする一方、アラブ人との社会主義的な階級連帯や自治に基づく彼らとの共存の選択肢を1930年代まで維持していた<sup>6</sup>。その矛盾に満ちた精神構造の背

後には、シオニストがロシア帝国で革命運動を意識しつつユダヤ人自治を模索した経験と、その模索の土台としてオーストリア社会主義の民族自治論を受容していた事実の紛れもない痕跡が見られるのである。

## (2) 自衛と征服——「流血と砲火の中で」——

シオニストの回想録などから窺われるように、ロシア・東欧の町ではユダヤ人とポーランド人、ロシア人などが分離した共同体を形成して生活していた。他民族と生活上の接触を持ちつつも日常語や習慣や意識の上で互いに分離している東欧の環境は、後のイシューヴ（パレスチナのユダヤ人社会）の、アラブ人から分離した発展にも影を落としている。

しかし分離しながら共存する一見平穏な日常も、ロシア帝国末期に頻発したポグロムでしばしば中断された。特に従来ポグロムに比して残虐さが際立った1903年4月のキシニョフのポグロムはユダヤ人を覚醒させ、以後各地で自衛の組織化が進んだ<sup>7</sup>。この成果は急速に現れた。5か月後のホメリのポグロムの際にはブントやポアレイ・ツィオンの武装自衛組織が活躍し、ユダヤ人犠牲者数をキシニョフよりはるかに少なく抑える。ホメリの防衛は「人間的・民族的な我々の尊厳」を守るために「殺人に対しては武器以外をもって自衛してはならない」という新しい自衛の精神を象徴していたのであり、ロシアで生まれたその精神はイシューヴの自衛組織に直接影響を与え、ロシアとイシューヴの自衛組織の人的つながりにも色濃く反映された。1907年に設立されたバルギオラ（ハショメルに先立つイシューヴの自衛組織）の創設者のうちイツハク・ベンツヴィイはポルタヴァ、イエハズケル・ハンキンはホメリ、イスラエル・ショハトはグロドノの自衛組織の指導者であり<sup>8</sup>、彼らはやがて1909年にハショメルを創設して後のイスラエル国防軍の基を築くのである。

注目されるのは、バルギオラやハショメルがパレスチナのアラブ人から「自衛」するにとどまらずパレスチナを「征服」する役割を意識していたことであり、ここにもロシア帝国の記憶が影を落としている。バルギオラのスローガンとなり、ハショメルにも理念として受け継がれた第二次アリエー期の詩人ヤアコヴ・カハンの「ビリョニーム」（叛徒たち）という有名な詩は、ローマ帝国に抵抗したユダヤの叛徒に現代のユダヤ人入植者を重ね合わせ、入植者を鼓舞してうたう。「我ら決起し、帰り来ぬ、我ら叛徒は！／我ら戦乱の嵐の中にありし我が地を贖うがために来ぬ——／敢然と我らはこの財産を要求す！／流血と砲火の中でジュデアは陥落すれど／流血と砲火の中でジュデアは蘇らん！」<sup>9</sup>

同時期のシャウル・チェルニホフスキーの詩の一節「ヨルダンとシャロン、かの地にアラブは野営せり、この地は我々のものにならん！」<sup>10</sup>などと共に、征服の意味合いのこめられたこのような言説は、19世紀のロシア帝国の拡大過程においてコサックが北カフカスの征服に大きな役割を果たしたという歴史像と結び付いていた。特にハショメルの人々の回想録からは、彼らが英雄的な征服者のモデルとして、皮肉にもユダヤ人に対する加害者であったコサックを意識していたことが窺われる。ハショメルは実際の行動の上でも入植地の建設による「征服」に乗り出した。例えばハショメルの「征服隊」は1911年にイズレエル溪谷に派遣され、アラブ小作人との紛争を経てキブツ・メルハヴィヤを建設している。

「モスコヴィーム」(モスクワ人たち)と呼ばれた彼らにとって、パレスチナのアラブ人がロシア帝国に征服された「チェルケス人」とイメージの重なる存在であったことは想像に難くない。また彼らの夢はエレット・イスラエル(「イスラエルの地」とホランにおける「ユダヤ人コサックの村々」であったが、それは第一次大戦中に高地ガリラヤへの入植という形で部分的に実現された<sup>11</sup>。

事態を複雑にしたのは、ロシア帝国での歴史的記憶がハショメルをはじめとするユダヤ人入植者に、パレスチナのアラブ人との関係において<ポグロム被害者としての意識>と<ヨーロッパ人征服者としての意識>という錯綜する意識を植え付けたことである<sup>12</sup>。この二つの意識は状況に応じて使い分けられ、イスラエル建国に至るイシューヴの発展過程においてアラブ人との紛争を激化させる精神的背景となった。パレスチナでは1880年代前半から1900年代初頭だけをとってもペタハ・ティクヴァーやレホヴォトなどの主要入植地で近隣のアラブ人との大がかりな流血の紛争が発生している。これらの背景にはアラブ人の窃盗や習慣をめぐる相互の誤解などの日常的要因のみならず、ユダヤ人の土地購入で耕作地を追われるアラブ小作人の怒りなど、後のパレスチナ・アラブ民族主義の中核となる本質的要素が既に潜んでいた。それにもかかわらずユダヤ人側はこれらの衝突をすべて「ポグロム」と呼んだ<sup>13</sup>。自分たちを襲撃する者は理由を問わず「暴徒」であり、野蛮な現地住民との対立は不可避である——後のイギリス委任統治下のアラブ暴動の際にもイシューヴが顕著に示すこの反応には、ロシア・東欧で培われた、ポグロムを行うゴイーム(異教徒)への伝統的な不信感や被害者意識と共に、ヨーロッパ人キリスト教徒の植民地主義者が抱きがちであった非ヨーロッパ世界への文化的優越感と軽蔑が混在している。<ポグロム被害者としての意識>は入植活動がはらむアラブ人への暴力性に対して入植者を無自覚にし、<ヨーロッパ人征服者としての意識>はパレスチナ問題として知られるようになるこの紛争に、双方の妥協を難しくする文明論的な要素を付加したと言えよう。

## 第2節 オスマン帝国——「治外法権」と分離の助長——

ロシア帝国からのユダヤ人移民が来住したパレスチナは当時オスマン帝国領であった。オスマン帝国はロシア帝国との複雑な関係を背景として、19世紀末からパレスチナへのユダヤ人入植の規制を通じてイシューヴの発展を抑制したものの、結局はイシューヴの分離的成長を助長する役割を果たす。また帝国(と新生トルコ共和国)の民族政策はシオニストがパレスチナ・アラブ人との関係を考える際の重要なモデルを提供することとなった。

### (1) 分離の助長

帝国の入植規制の理由は四点ほどにまとめられる。第一に、独立をめざすバルカン諸民族の不穏な動きの中で「ユダヤ人問題」という新たな民族問題を抱えなくなかった。第二に、ユダヤ人入植者は外国籍、特にロシア国籍であったことから、ロシアなどの列強の介入の口実となる新たな「東方問題」をつくりたくなかった。第三に、汎イスラーム主義を推進したアブデュルハミト2世としてはイスラームの第三の聖地エルサレムをユダヤ人に

与えることはできなかった。第四に、帝国にとってのシオニズムの政治的・経済的危険性を指摘するアラブ人への考慮があった<sup>14</sup>。アラブ人のシオニズムへの反対は、特に 1908 年の青年トルコ革命後メジュリス（オスマン帝国議会）を舞台として政治的に顕在化する。

帝国当局は 1887 年に入国規制を強化し、ユダヤ人移民に特別なパスポートの携行と一か月以内の退去を義務づけている。ユダヤ人入植の際に大国の政治的保証が必要であるという政治的シオニズムを信条としたテオドール・ヘルツルが、スルタンや高官に接近して入植の特許状を得ようと個人的な外交を展開したのはこの状況においてであった。しかしユダヤ人側の積極姿勢に警戒心を強めた当局は 1899 年にエルサレムのパシャ（行政長官）に対して入植を拡大させないよう指示し、1901 年にはアリヤーの規制法を再び出している。土地売却制限や建設規制も行われた。当初は特別の許可なく外国臣民に土地を売却することが禁止されたが、様々な抜け道があったため、オスマン臣民であるユダヤ人も含め全ユダヤ人に対する村と町での土地売却が禁止されるに至った。しかし同法は現地経済を麻痺させたため半年後に改正されて村の土地の売却だけがイスタンブールの許可を要するようになり、再び抜け道が開かれる。またパレスチナの村々の土地の大半が属するミーリー（国有地）に当局の許可なく農場や建物を建設することが禁じられたが、この法は入植活動を最も阻害したため、建設許可を得るためのバクシーシュ（賄賂）が横行することになった<sup>15</sup>。

規制の失敗の原因は帝国の行政能力の衰えにも関係しているが、より根本的にはミット制とキャピチュレーションという帝国の内政と外交の根幹的制度に求められよう。ベングリオンの当時の記述<sup>16</sup>からも、ミット制の伝統に基づく帝国の不介入がイシューヴの分離主義を助長した側面が窺われる。またキャピチュレーションに基づく列強の内政干渉は外国臣民であるユダヤ人への規制を困難にした。例えば 1886 年のペタハ・ティクヴァーへのアラブ人の襲撃の際にはオーストリア・アメリカ・イギリス・ドイツ・ロシアの領事が自国民であるユダヤ人のために介入し、ミニ国際紛争の様相を呈している<sup>17</sup>。

すなわちオスマン帝国は入植を規制したにもかかわらず、ミット制とキャピチュレーションによってイシューヴの分離的成長と「ヨーロッパの楔」としての性格を固定化した。またその事によって、「フィラスティーン」（パレスチナ）のアラブ人としての意識を持ち始めていたアーヤーン（名士たち）のシオニズムへの反対を政治化させた。入植地では自己統治が行われ、政府の役人もおらず完全に自由である。ユダヤ人は諸組織を設立し若者に軍事訓練を施している。彼らは特別の法廷と民族歌を持つ。共同体組織は極めて秩序立っている<sup>18</sup>——青年トルコ革命後のメジュリスでのアラブ人議員たちの陳情は彼らの危機感を集約するものであった。

## (2) オスマン化運動と自治

しかしユダヤ人入植者の中には、領事への依存が当局の敵意を招いて自らの地位をかえって不安定にするという認識から、オスマン臣民権を獲得して帝国への忠誠を示す「オスマン化運動」を行う人々も現れた。「この地のすべての入植者は我々の高き政府をよく知らねばならず、外国政府の庇護から脱してモスクワの隣人たることを示す服を脱がねばなら

ない」(エリエゼル・ベンイエフダ)<sup>19</sup>という意識が、ユダヤ人に対するアラブ人の政治的敵意が高揚した青年トルコ革命後にイシューヴ指導者の間に高まった。特にベングリオンやベンツヴィらパレスチナ・ポアレイ・ツィオンの指導者は、アラブ人に対抗してパレスチナの自治を得るためにはオスマン化運動が不可欠であると考えていた。

当時同党の多数派は帝国内での文化的自治を志向していた。党の最小限綱領がユダヤ人国家の樹立であった事からすると、文化的自治は最終目標ではなく過渡的措置と位置づけられていたと言えよう。しかしオスマン帝国という枠組みが存在し、ロシア時代からのインターナショナルイズムが党内に残り、オーストリア社会主義のインパクトも強く、現段階でのパレスチナの領土的自治がアラブ人多数派によるユダヤ人少数派の支配を意味する状況では、主権国家や領土的自治より文化的自治の方が現実的と考えられたのは自然である。

帝国の枠組みを重視する路線は、パレスチナ・ポアレイ・ツィオンの党機関紙「ハアハドゥト」(統一)の論調と共に、ベングリオン、ベンツヴィ、イスラエル・ショハト、モシエー・シェルトク(後にシャレット)らイシューヴ首脳部のイスタンブル大学法学部留学(1912~14年頃)にも表れている。帝国の諸民族が自治を認められる時に備えてオスマン語に通じる弁護士になり、メジュリスに選出されてイシューヴの利益を守ることを彼らはめざしたのであった<sup>20</sup>。それは帝国内での自治こそが当時の彼らの真剣な選択肢であったことを示している。

### (3) 自治から民族国家へ

他方で1908~9年にイスタンブルに滞在したオデッサ出身のウラジーミル・ゼエヴ・ジャボティンスキー(後の修正主義シオニズム運動の指導者)は、民族自治のモデルとしてミット制に注目する一方、帝国の民族国家への分解を望ましい現象として予想している<sup>21</sup>。かくしてベングリオンらやジャボティンスキーに見られるように、オスマン帝国解体前夜の帝国内外のシオニストの世界観は、多民族国家への肯定的評価と民族国家への衝動という矛盾する方向性の間で揺れていた。しかし第一次大戦の勃発で帝国の枠組みが不安定になった時点で、その揺れは急進的な民族国家要求へと収斂していく。

民族国家への要求は、ベングリオンがベンツヴィと共にオスマン帝国から「敵性臣民」として追放された後の1915~18年の滞米中に書いた論文に凝縮されている。「ポーランドにおけるポーランド人やブルガリアにおけるブルガリア人のように」エレッツ・イスラエルをヘブライ民族の祖国にしたいという箇所はその一例である。また彼はイシューヴをアラブ人多数派に依存しない自己完結的な共同体にする必要を論じ、彼の将来の自治構想や連邦構想に通じる案を提示するが<sup>22</sup>、ここにも一種の「治外法権」によってオスマン帝国末期に助長されたシオニストの分離主義が端的に示されている。

帝国のミット制は次節で見るオーストリア社会主義者の民族論と共に、左右を問わずシオニストの民族自治モデルとして受容されることになるが、彼らがミットを、同一の宗教を持つ諸民族を包摂する「共存的」組織というよりは民族集団の合法的な「分離的」組織として理解する傾向にあったのは興味深い。更に末期オスマン帝国と新生トルコ共和

国がアルメニア人やギリシア人（トルコ語を話すギリシア正教徒）などの少数派を虐殺や追放で排除しつつ同質的な国家を生み出していった過程は<sup>23</sup>、シオニストがアラブ人を排除して同質的なユダヤ人国家をつくらうとする過程で無視し得ぬ前例を与えたのである。

### 第3節 オーストリア＝ハンガリー帝国——「文化的」自治の可能性と限界——

19世紀末から20世紀初頭のオーストリア帝国は、多民族国家としての性格と、それを土台として生まれたオーストリア社会主義者の民族論を通じてシオニストの政治的思考に持続的な影響を与えた。領土的自治と文化的自治、民族自治と地方自治をバランスよく考慮した彼らの構想は<sup>24</sup>、東欧ユダヤ人の自治の伝統やオスマン帝国のミッレト制と共に、シオニストがディアスポラとパレスチナにおけるユダヤ人自治や、将来のユダヤ人国家におけるユダヤ人・アラブ人関係を考える上での重要なモデルを提供する。これを踏まえて本節では1900年代～30年代のシオニストの自治構想を振り返ることによって、オーストリア帝国のシオニズム運動への政治的思考における影響を検討する。その過程では、シオニストが受容した文化的自治構想がアラブ問題との関係で呈した限界も浮かび上がるだろう。

#### (1) 1900年代——同化しない少数派のための文化的自治——

オーストリア社会主義者の影響が指摘されているボロホフ（第1節参照）は、パレスチナでユダヤ人が遭遇する「アラブ問題」に早くから注目している。1905年の論文「シオンと領土の問題について」で彼は、アラブ人の血の入っていないファッラーヒーーン（農民）が人種の類似性の故にユダヤ人移民に同化すると予想し、1906年の「我々の綱領」ではパレスチナの住民は後進的で分裂しており一つの民族ではない故にユダヤ人に経済的・文化的に同化すると論じたが、同化しきれない少数派には文化的自治を認めるとした。それと同時に彼はオスマン帝国からのパレスチナの独立は考えず、労働運動に導かれた民族闘争の結果、ユダヤ人は帝国内の民族自治を獲得すると予測した<sup>25</sup>。つまりユダヤ人が主権につながり得る「政治的自治」を得るのに対し、後進的なアラブ人は同化されるか「文化的自治」を得るという図式である。そこでは同化が失敗した際の「次善の策」として文化的自治が提示されると共に、その後シオニストの一貫した前提となった「主権を得られる民族」と「自治にとどまる民族」の区別の原型が既に輪郭を現していたと言えよう。

#### (2) 1910年代～1920年代——少数派の正当な権利としての文化的自治——

社会主義が世界的にインパクトを持ったこの時期は、シオニストがオーストリア社会主義者の民族論に含まれる文化的自治を、少数派の同化や追放に失敗した場合の「次善の策」としてではなく、留保を付しながらも基本的には少数派の「正当な権利」として積極的に評価していた点で特徴的である。

##### ① ジャボティンスキーの「少数派民族の自治」（1912）

前述のジャボティンスキーは1907～8年にウィーンで民族問題への知見を深めた後、東欧・中欧のユダヤ人少数派の権利保障を念頭にこの長い論文を書く。少数派の権利保障を文化的自治の面から論じたその内容はオーストリア社会主義者の理論に直接依拠しており、

三つの帝国の民族問題の例も豊富に用いているため、やや詳しく紹介しておきたい（注目に値する箇所を下線で示す）。

——民族問題には民族領土の問題と少数民族民族の問題という二つの側面がある。民族領土の問題に関しては、19世紀の重要な民族運動はすべてこの範疇に入り、ギリシアやイタリアやドイツなどは多数派民族の法的地位の優れた形態として、完全な自決すなわち民族領土の独立を達成した。しかし今日では理論家〔オーストリア社会主義者〕が多数派民族の法的地位に関する問題の解決を領土的自決原則に基づかせ、その原則を主権の放棄などの形で制限している。すなわち多数派民族の最も望ましい法的地位は「自治」なのである。自治の範囲については議論の余地があるが、自治原則の妥当性は疑う余地なく明白である。

第二の少数民族民族の問題は近年浮上した。同化を望まず自らの民族的特徴を守り発展させたいと願い、特別の法的保障を要求している彼らの権利を考える際にはまず、「少数民族民族」の定義を明確にする必要がある。ボヘミアには約234万人のドイツ人と約393万人のチェコ人がおり、数的には前者が少数派であるが、両民族は明確に分かれた地域に居住しているため二つの多数派民族と見なし得る。故に同地のドイツ人少数民族問題は実際には二つの民族領土を分離する問題に等しい。しかし分離した場合チェコ人領には6万4000人のドイツ人が、ドイツ人領には5万1000人のチェコ人が残るのであり、彼らこそ「少数民族民族」であると言える。かくして他民族地域に混住している少数派の権利保障の問題が出てくる。その際にガリツィアやポーランドやロシア西部の都市のユダヤ人のように、ある町では多数派でも広域的には少数派である場合もあるので、少数派の概念を拡大しつつ、個々の事例が民族領土の問題なのか少数民族民族の権利の問題なのかを見極める必要がある。

他民族地域に混住する少数民族民族の権利を保障するためには、民族法によって被告を裁いたローマ時代のような域外管轄権の原則を適用し、例えば一つの町で二つ以上の法に効力を持たせる必要がある。つまり領土的原則に個人的原則を加味するわけだが、難しいのは個人的原則の適用を理論から実行に移すことである。しかもロシアやオーストリアの文化的な民族のうち民族領土の外に自らの少数派を持たないものではなく、このような少数派の重要性は数に還元できない。更に、民族問題を領土的原則ではなく専ら個人的原則で解決すべきであるという急進左派の主張もある。しかし忘れてはならないのは、多数派民族に民族領土を与える問題が根本的で基本的であるのに対し、少数民族民族の問題はあくまでも付随的な性格を持つという点である。通常原則としては多数派民族しか承認されないものであり、少数民族の権利の問題は一般原則に対する例外にすぎないのだ。だからと言って少数民族問題の重要性が減じられるわけではないのは言うまでもない。

民族の公的権利は「民族的・自治的な諸権利」と「民族的・市民的な諸権利」の二つに分けられるが、以下では少数民族民族の自治の諸権利を専ら扱う。オーストリア、ボヘミア、スイス、一例外を除いてハンガリーでも民族的必要性を満たす義務はいまだに領土的な公的機関に課されていない。この事は領土的支配権を持つ民族にとっては問題にならないが、少数民族民族にとってはデメリットが大きい。オーストリアで従来定義されてこなかった民



族の「法的人格」の承認、すなわち民族を自己統治の権利を持つ法的組織と見なすことが同国の民族紛争への基本的な対応策である。

少数派問題を考える際に民族的帰属の決定基準・自治の範囲・自治の組織形態という三つの問題が浮上するが、ここで我々はオーストリア、ハンガリー、トルコの現行法を考慮する。第一の問題に関しては、よくある考え方と違って出身地や言語や宗教は民族的帰属の普遍的な基準ではない。チェコ系の名でも自らをドイツ人と考える人がいることから、出身地と民族的帰属は同一視できない。またセルビア人とクロアチア人は対立意識さえある別個の民族であるが、共にセルボ＝クロアチア語を使う。前者は正教徒でキリル文字を使い、後者はカトリックでラテン文字を使うという大枠の違いはあるものの、地域によってはカトリックでラテン文字を使う人々が自らをセルビア人と考える例外もあるため、彼らの民族的帰属の基準は言語や宗教ではない。民族意識こそが彼らを別個の民族として分離させているのである。言語を基準とする場合でも、複数の言語の使用者が自らの本質的な言語としてどれを選ぶかは民族意識に委ねられる。更に論じなくてはならない点は、民族意識こそ民族の本質の核心部分であり cogito ergo sum であると述べたマツィーニも指摘するように、民族の関心と要求は単なる民族語の承認の問題を超えるということである。

民族意識に基づく帰属の決定は、民族的な出生登録のような形で法的に可視化する必要がある。然る後にある領土でどの民族が多数派かを定めることができ、残りが少数派であるということになる。少数派に関しては民族的事項を民族的組織に、残りの事項を領土的組織に委ねる方式があるが、「民族的」と「非民族的」の厳密な線引きは実際には不可能である。我々の活動の中に民族的色彩を帯びない領域は存在しないのであり、「文化」の定義自体も問題である。「文化」が民族的精神の純粋な産物と考えられる法を含むとすれば、真の意味での文化的自治は、今日考えられているよりもはるかに広範なものを意味するだろう。故に混住地において様々な民族の間で法を別々にする必要性も考えられ、このような法の分離の目的は民族紛争の原因を取り除くことである。

民族紛争が必ずしも「言語や文化」の領域で起きるのではなく、むしろ全体的かつ政治的な領域で起きるという点にも注目すべきである。言語の権利の名で闘われても本質的には支配をめぐる闘争が隠されているのであり、シュプリンガー（レンナー）も指摘するように民族問題は言語問題だけではなく王国的かつ法的な問題なのである。実際、言語や文化以外の最も鋭い民族紛争の原因が経済であることはポズナンのポーランド人とドイツ人、ロシア領ポーランドのポーランド人とユダヤ人の例からも明らかだ。これらの事例では経済的対立が両民族の社会生活全般に影響しており、従って統治の任務を「専ら民族的」と「非民族的」に二分することは不可能である。また統治の任務の大半は領土的性格を持つため、一つの領土に集住していない少数派に「言語と文化」をはるかに超える広範な自治権の行使を認めたとしても、その適用は実際には領土の欠如によって大幅に制約される。

少数派の必要性を満たすための公法的な民族組織は教会組織という形をとることが多い。ハンガリーのセルビア人教会組織やトルコの非ムスリム諸民族の共同体組織がそれに当た

る。これらは純粋な宗教的組織ではなく、宗教と世俗両方の事項を扱う特別な諸機関を持っており、一つの民族のみから構成される。例えばギリシア人とブルガリア人は宗教は同じであるが異なる共同体に分類されている。この種の組織はトルコでは「ミット」と呼ばれ、トルコ語で民族を意味する。――

このように論じたジャボティンスキーは個人的原則に基づく少数派の公法的な民族組織に付与されるべき自治の範囲を検討する。その際に基本的前提として、(iii)すべての少数派は全国レベルで一つの民族として個人的原則に基づく公法的組織に組織化され、その組織の諸機関は民族議会・地方議会・共同体の評議会である、(iv)これらの機関は宗教・民族教育・保健・社会的扶助などを、国や地方や町から権限を移譲される形で管轄し、その任務の遂行のための徴税権も持つ、(v)民族裁判所を設立する、(vi)民族議会がその少数派の全機関の秩序と公用語を定める、(vii)学校や裁判所などの機関は国のそれと同様に運営され、国は民族的諸組織の法的決定の結果のみに介入する、(viii)少数派の権利は全国法によって定められ自治的諸州の法律によって廃止されない、などの点を挙げるが、少数派の広範な自治権を認めたこの結論はオーストリア社会主義者の自治構想に酷似する<sup>26</sup>。

#### ②ベングリオンのパレスチナ連邦構想（1929）

パレスチナが委任統治下におかれた1920年代を通して階級団結によるアラブ人との共存を掲げてきたベングリオンは、1929年にアラブ暴動が起きると紛争の政治的解決策としてパレスチナ連邦構想<sup>27</sup>を提示する。それはユダヤ人とアラブ人の民族自治が段階的に自治国家に発展して連邦となることを想定しており、領土的自治と文化的自治の併存、民族自治を補う制度としての地方自治の重視という点でオーストリア社会主義者の自治構想に酷似していた。それはポーランド・リトアニアのユダヤ人自治機関であったヴァアド（議会）やケヒラー、オスマン帝国のミット、オーストリア社会主義者の民族自治論を参考としつつユダヤ人が多数派である地域では領土的自治、少数派である地域では文化的自治に近い小規模自治を提案し、アラブ人にも自治を認めることを示唆した彼の1927年の自治構想<sup>28</sup>の延長線上にあった。1929年連邦構想は党内の大反対を受けて短期間で潰えたが、オーストリア社会主義に影響された実らざる共存の試みとして記憶に値しよう。しかし一方でこの連邦構想においては、主権を持つのはユダヤ人であってアラブ人は自治権を認められるにとどまるという重大な留保も示唆されていた。

#### (3) 1930年代――移送に応じない少数派のための文化的自治――

1930年代にパレスチナの民族紛争が激化する中でジャボティンスキーが提示した自治構想は、オーストリア社会主義者の民族論やミット制などをモデルとして、アラブ人にユダヤ人と同等の市民的権利と文化的自治を認め、両者がそれぞれ民族議会を選出し、首相と副首相には両者が一人ずつ就任するユダヤ人国家像を描いていた。しかしこの構想でもベングリオンの連邦案と同様にユダヤ人のみが自決権を持つことが想定され、「既に九つの国家を持っている」アラブ人には自決権が暗に否定されていた<sup>29</sup>。

ユダヤ人国家の枠組みを大前提とするこの自治構想は、ジャボティンスキーを含めた当

時のシオニストの間に浮上していたパレスチナからのアラブ人の移送論と結び付いていた。ジャボティンスキーは将来のユダヤ人国家からアラブ人が移送されて少数派になった時点で初めて彼らに文化的自治が保障されると考えたのである<sup>30</sup>。その前提は、パレスチナが分割されて住民交換（移送）が行われた後もユダヤ人国家に残留するアラブ人少数派に、文化的自治に近い市民的権利を与えようとしたベングリオンの1938年の構想<sup>31</sup>とも共通する。彼らの発想の中で文化的自治や市民的権利は、本来なら移送されるべきであるにもかかわらず残留した少数派に付与される「主権の代替物」としての性格を帯び、＜主権を得られるユダヤ人＞と＜自治ないし市民的権利を保障されるにとどまるアラブ人＞の区別を前提としていた。

この展開は、遡って1912年のジャボティンスキーの論文の二面性に気付かせる。彼は少数派の権利保障を主張する一方で、多数派民族の主権の問題が根本的であるのに対して「少数派民族の問題は付随的」であるとし、民族紛争は本来政治的であるため狭い意味での文化的自治では民族の政治的要求を満たしきれないことを示唆していた（下線部参照）。つまりそれは主権要求を満たせない文化的自治の限界を浮き彫りにした論考でもあったと言えよう。このような限界を露骨に前提としたアラブ人少数派に関する1930年代の上記二つの構想は、オーストリア帝国からシオニストが受容した文化的自治モデルに形式上は依然として基づきながらも、少数派の正当な権利の保障というオーストリア・モデル本来の理念的要素を失って、アラブ人に対する主権の否定の議論と化していた。それは後のイスラエル国家の抑圧的なパレスチナ人への態度や政策へと連続していくのである。

#### 第4節 大英帝国——分断国家と住民移送のモデル——

大英帝国は、ロシア帝国ではぐくまれオスマン帝国末期のパレスチナで助長されたシオニストの分離主義に委任統治（1922～48）を通じて法的・政治経済的・社会的な基盤を与え、パレスチナの二つの共同体の分離を促進した。特に1937年のピール委員会（36年に勃発したアラブ反乱の原因を調査すべくイギリス政府が派遣した調査委員会）報告は分割と住民交換を提案し、同質的な国家へのシオニストの願望に決定的な弾みを与えた<sup>32</sup>。

本節ではピール委員会報告を素材に、パレスチナの二つの共同体の分離と、同質的な主権国家へのシオニストの要求において大英帝国が果たした役割を限定的ながら再検討する。400ページに及ぶ同報告は紛争の打開のためにパレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割し、各領域に残る少数派を住民交換することを提案していた。この提案は翌年のウッドヘッド委員会が分割不可能という結論を出した後もシオニストの分離思考に強い影響を与える一方、1947年の国連パレスチナ分割決議の間接的な原型となった。同報告は同時に、帝国のパレスチナ政策が何故二つの民族に「パレスチナ人」(Palestinians) という共通の帰属意識を与え得なかったかを調査・分析しており、両共同体の分離の構造的要因に比較的客観性のある視点でイギリス側から光を当てているため、帝国と地域の関係を考える本稿の文脈で再検討の価値はあると思われる。

### (1) 分離の構造的な原因としての委任統治

まずピール委員会報告の大半を占める両共同体の分離の要因についての分析を概観する。

#### ①「二重の義務」(dual obligations)

報告は分離の構造的な原因を委任統治自体に求める。法的には委任統治協定(以下「協定」)の前文と2条と6条が委任統治の矛盾を集約する。委任統治政府(以下「当局」)は「パレスチナの中にユダヤ人のナショナルホームを建設することにおいて好意を持って」なされたバルフォア宣言を実行に移す一方、「パレスチナに存在する非ユダヤ人共同体の市民的・宗教的権利」を害してはならない(前文)。当局はナショナルホームの樹立を保証する政治的・行政的・経済的条件の下にパレスチナを置く義務と同時に、パレスチナの全住民の市民的・宗教的な諸権利を守る義務があり(2条)、住民の他の部分の権利と地位を害さないことを保証しつつユダヤ人の移住と入植を促進せねばならない(6条)。このように当局にはユダヤ人への援助とアラブ人の権利への配慮という二重の義務が課されているが、二つの義務は相互に矛盾し、内容的に不公平である。協定全体を通じてユダヤ人は「ユダヤ人」と明記されているのに対し、アラブ人は「非ユダヤ人共同体」や「住民の他の部分」などの、少数派であるかのような表現で言及されている。本来パレスチナのアラブ住民は圧倒的な多数派でその領土の所有者であり、彼らの福利のために委任統治はあるはずである。しかし2条にあるように、パレスチナはユダヤ人のナショナルホームの樹立を保証する諸条件の下に置かれる一方、アラブ住民は宗教的・市民的権利を守られるだけである<sup>33</sup>。

二つの義務の矛盾と不公平性は土地問題に顕著であり、6条の「ユダヤ人による土地への緊密な入植を促進する」義務と「住民の他の部分の権利と地位が害されない」ようにする義務が対立する。アラブ人地主によるユダヤ人への土地売却の際にアラブ人小作人が追放されるのを防ぐために様々な立法がなされた。1920年の土地移譲法は小作人が生活維持のために十分な土地(a lot viable)を与えられることを土地売却の条件とし、1929年の耕作者保護法もユダヤ人購入者側からの十分な補償を求めているが、補償規定には抜け道があった。また農法を集約的に変えない限りパレスチナが現状を上回る農業人口を支えることはできず、従って「現在の住民を追放せずして新移民が占有できる更なる利用可能な土地はない」という現実にも関わらず、土地に関する当局の二つの義務は両立不可能である<sup>34</sup>。

#### ②分離を深化させた政策的要因

シオニズムの民族主義的理想の実現を主眼とした委任統治の特殊な要求は二つの人々の「共通の祖国への共通の献身」を促す政策をとる上で超えがたい障害となり、二つの「人種」を分離させたと報告は指摘し、分離を深化させた政策的要因として言語・教育・政体などの問題を挙げる。ヘブライ語・アラビア語・英語という三つの公用語(22条)の存在、「各共同体が自らの言語で自らの成員の教育のための自らの学校を維持する権利」(15条)に基づく二つの人々の別個の学校の設定、委任統治政府・ユダヤ機関(4条に設置が規定)・最高ムスリム評議会という三つの政治主体の存在である<sup>35</sup>。

パレスチナがイギリス領であったなら英語を唯一の公用語とし、統一的教育制度を導

入し、地方行政機関を両言語で対応できるイギリス人官吏だけで占めるようにするなど、共通の市民意識をつくるためにあらゆる手段を講じたであろう、と報告は述べる。しかし分離を旨とする委任統治協定（例えば 15 条の分離教育など）に縛られたこともあり、民族融和の努力は挫折を余儀なくされた。政治的な融和策として立法評議会の導入が図られたが、ユダヤ人側はアラブ人多数派に支配されるのを恐れて均衡（人口比に関係なく半数ずつの議席を持つ方式）を主張し、アラブ人側がこれに反対して結局失敗した。地理的に区分された混合選挙区の導入も試みられたが、実際にはなるべく人種的区分に合致するように選挙区が画定されたため、結局投票は事実上民族ごと（communal）に行われた<sup>36</sup>。

### ③分離を深化させた住民側の要因

総じてイギリス政府は「二重の義務」の範囲で分離を防ごうとしたが、その政策を失敗させた住民側の要因として、報告は「パレスチナでは・・・ナショナリズムは宗教的であるよりも政治的であった」「明らかにパレスチナの問題は政治的である」と紛争の政治性を強調する。委任統治の背後にはユダヤ人のナショナルホームが「貧しく後進的な」地域に西洋文明の恩恵をもたらし、アラブ人もそれから利を得るのだから彼らの恐れと偏見は次第に克服されるという想定があったが、これは誤っていた。アラブ人の要求は本質的に政治的なものであり、自治体レベルや社会経済面でユダヤ人と合意できるアラブ人も「移住の割合や土地購入や立法評議会の構成」などの全土的な政治問題については合意できない。アラブ人はユダヤ人の流入を侵略や征服と見なし、ユダヤ人のもたらず経済的利益ではなく周辺アラブ地域と同様の政治的独立を要求しているが、この要求は委任統治と両立しない。つまり委任統治とナショナルホーム政策自体が 1936 年騒擾の根本的原因である<sup>37</sup>。

分離を深化させた住民側のもう一つの要因として報告が指摘するのが、二つの人々の文化的溝と格差である。圧倒的に西洋的であるユダヤ人社会と「アジア的」で後進的なアラブ人社会は宗教と言語のみならず文化的・社会的な生活や思考や行動様式においてもかけ離れ、彼らの民族的願望と同様に並び立たない<sup>38</sup>。

ここから報告は次のように結論する。——ユダヤ人とアラブ人は単一の政治体への帰属意識を持っておらず、分離は決定的で対立は政治的である。委任統治の枠内では「対症療法」しかできず限界があり、問題の根本的解決には「外科手術」が必要である<sup>39</sup>。

### (2)分割と移送——平和達成のための「外科手術」——

ここで報告はパレスチナの分割と委任統治の終了を紛争の根本的解決策として提案する。パレスチナをユダヤ人州とアラブ人州に分ける州化案（cantonization）では不十分とした上で、報告はアラブ人国家領として委任統治領パレスチナ東部・南部とトランスヨルダン、ユダヤ人国家領として西部・北部を、暫定的な委任統治領としてエルサレム周辺地域などを割り当て、分割の際にはユダヤ人国家からアラブ人国家へ補助金を払うものとした。分割で有利になるユダヤ人側が不利になるアラブ人側に金銭援助をするのは理にかなうという理由からであった。報告はこのような補助金が支払われた前例としてボンベイ州からのシンドの分離とインド帝国からのビルマの分離を挙げる<sup>40</sup>。

更に報告は、分割後に双方の国家に残留する少数民族の問題の解決策として住民交換を提案した。「分割の円滑で成功裡の遂行にとって明らかに最も深刻な障害である」少数民族問題はヨーロッパとアジアにおいて近年馴染み深い問題となったが、これは「[第一次] 大戦後のナショナリズムの最も厄介で手に負えない産物の一つ」である。分割はパレスチナの激しいナショナリズムを穏健化するであろうが、紛争の最終的な解決のためには1923年に枠組みが作られたギリシア・トルコ住民交換に倣った住民交換を行う必要がある。住民交換は政治家の決断を要するが、ギリシアとトルコの政治家の勇氣は結果によって正当化されている。両国の少数民族は「恒常的な痒み」であったが今や「膿瘍」は切除され、両国関係はかつてなかったほど友好的なのである。混住地域などで自発的移送が困難な場合は強制移送も考えられる。いずれの場合も移送にはイギリスの資金援助が必要である<sup>41</sup>。

報告は分割の欠点を上回る利点を強調しつつも、現在の所有地を超える土地を獲得しアラブ人国家領に約1250人を残すのみであるユダヤ人に対して、広大な土地を失う上にユダヤ人国家領に約22万5000人の同胞を残すアラブ人が分割において明らかに不利である点について弁解する。「何万人もの苦しんでいるユダヤ人にとってパレスチナに避難所を見つける可能性が何を意味するかを考えると、分割によって引き起こされる『悲しみ』がいかに大きかったとしても、アラブ人の寛容が耐え得る以上のものであるとは我々には思われない」<sup>42</sup>。

すなわち分割案は、委任統治の否定に立ちながら、ユダヤ人のナショナルホーム創設の援助という委任統治の基本的前提の延長線上にあるという矛盾を内包していた。従って、委任統治の背後にあるものとして報告が言及するキリスト教世界のユダヤ人に対する過ちを埋め合わせるといふ動機が<sup>43</sup>、ナチスの擡頭によってユダヤ人が陥っている苦境への考慮と共に分割案の背後にも存在した。ホロコースト後の類似した感情が1947年国連分割決議を支持した欧米諸国の間にあったことは知られている。

大英帝国は分割案によって、ヨーロッパの過ちをアラブ人の犠牲によって解決するというこの前提を国際社会において自明化し、アラブ人を排除した主権国家へのシオニストの要求に政治的保証と正当性を与えた。この解決策はギリシア・トルコなどの戦間期ヨーロッパの多くの住民交換に倣ったものとして国際的認知を受けたと同時に、印パ分離独立につながった帝国のインド政策から見ても論理的な結論であったと言えよう<sup>44</sup>。一見公平な解決策に見えながらヨーロッパの責任をアラブ人に転嫁する不合理な発想を含む1937年の分割案は、10年後の国連分割決議の間接的な土台となることによって、内戦を伴うイスラエル建国とパレスチナ難民発生という究極の分断への道を開くことになったのである。

#### 第5節 同質的な「民族国家」へ——分離主義の政策的帰結——

同質的な主権国家を求める衝動は、分割案からイギリスが手を引いた後もシオニスト指導部の間に根強く残った。1930年代末から48年に至るまで公然と語られたアラブ人の移送は、ヨーロッパから逃れるユダヤ人移民の物理的な余地だけではなく民族的に純粋な領域

をつくる目的を帯びた。そのような領域の創出はアラブ人への嫌悪という感情的理由よりも、第五列になり得る集団を除去するという安全保障上の要請に結び付けられたため、倫理面での批判を容易に受け付けない説得力を持っていた<sup>45</sup>。「同質性こそが国家の安全を保障する」というこの考え方は、摩擦を防ぐための分割・移送というピール委員会報告の発想と共通し、建国前後のシオニスト指導部のアラブ住民政策の根幹をなした。この安全保障観がダレット計画とアラブ難民の帰還阻止政策に結実したと見ることができよう。

#### (1) ダレット計画

1948年3月10日に策定された同計画は、国連分割決議でユダヤ人に割り当てられた領域及び、その外部にあるがユダヤ人が占領した領域の支配を既成事実化するための軍事計画であり、4～5月にかけてシオニスト側がパレスチナ各地で行った攻勢はこれに関連すると見られる<sup>46</sup>。しかしベングリオンの『独立戦争日記』は、計画自体にも、アラブ村及びアラブ都市の陥落と同計画との関係など核心部分にも全く触れないばかりか、ハイファやヤッフォからアラブ人が去ったのは不可解であるとし<sup>47</sup>、ユダヤ人側の計画性を暗に否定している。しかし他方では軍事作戦の記述の際に「征服」という初期の自衛組織の理念を想起させる語を多用し、かつ征服が「浄化」（アラブ人の痕跡を一掃すること）と不可分であったことをも示している<sup>48</sup>。

#### (2) アラブ難民の帰還阻止

##### ①帰還阻止路線の結晶化

既に1948年5月からハイファなどでアラブ人に帰還させない方針が打ち出されていたが、6月1日にシトリト少数派相やシェルトク外相らは帰還を助けてはならないとの結論に達し、この旨の指令を司令官たちに出す必要があるとしている<sup>49</sup>。この帰還阻止路線を政策として結晶化させたのが6月16日の閣議であった。「彼らは帰らねばならないか、帰ってはならないかのいずれかだ。・・・しかし彼らは帰ってはならない。これこそ我々の政策である。彼らは帰ってはならない」（シェルトク）、「戦争は再開されたら生きるか死ぬかの戦争になろう。彼らが去った場所——そこに帰ることができないようにせねばならない」「彼らが戦争後も戻ることはないということに私は賛成するだろう」（ベングリオン）<sup>50</sup>などの発言に集約されるように帰還阻止は政府のコンセンサスとなった。以後これに沿って広範な村々の掌握と軍統治の確立が1948年を通じて進行し、帰還を不可能にする既成事実がつくられていく。

##### ②帰還阻止の方策としての破壊・没収・入植と住民移送委員会

『独立戦争日記』はアラブ村の破壊、アラブ人財産の没収、ユダヤ人の大量入植が帰還阻止の方策として政府関係者の中で協議されたことを伝えている。アラブ村の除去は既に大量の難民が発生していた1948年5月に話し合われていたが、6月5日にベングリオンはユダヤ民族基金土地課長ヴァイツと共に、14万5000人が去った190の村の「浄化」、耕作と入植、そのための労働部隊の創設を行う三人委員会を提案している<sup>51</sup>。それはピール委員会報告を受けてシオニスト執行部が1937年11月に設立した住民移送委員会と実質的に同じ

ものであった。更に1948年11月19日には「根こそぎと追放」を決定する閣僚委員会について言及されている<sup>52</sup>。しかしアラブ村はすべて破壊されたわけではなく、住民移送委員会の関係者であるリフシツツの報告書は、破壊する村のほかに帰還が許されない村や、破壊せずに残し開発する村を決める必要があると述べている<sup>53</sup>。各地に残されたアラブ人財産は3月に設立された「放棄されたアラブ人財産のための委員会」によって管理・没収され、1950年の不在者財産法により「合法的に」国庫に吸収されたが、その目的は入植資金への転用と帰還阻止であった。また1948年12月にベングリオンは無人化した村は入植して初めて「征服」できると述べ、ガリラヤへの1万人の入植の加速を命じ、エルサレムへの回廊と周辺の村落地帯への急速な入植の必要性を強調して帰還阻止を図っている<sup>54</sup>。東エルサレムなどへの入植地の拡大による既成事実化が問題となっている今日から見ると、同質性をめざすイスラエルの安全保障政策は当時から一貫してきたと言えよう。帰還阻止と関連して、難民の近隣アラブ諸国への定住の可能性が住民移送委員会によって探られた<sup>55</sup>。

### ③帰還阻止を正当化した「自発的退去」論

1948年8月18日のアラブ問題についての政府会合や12月18日のアラブ人の選挙権に関する議論は、アラブ住民政策をめぐって政府内に意見対立があったことを示している<sup>56</sup>。部分的帰還の容認論、財産破壊への異論、選挙権をめぐると意見の相違は、同質的な主権国家への要求が詳細な点では政治的考慮に従属せざるを得なかった現実を反映していた。

1949年春のローザンヌ中東和平会議に向けて難民の一部帰還という譲歩案が浮上するが、大半の難民の帰還を阻止する大原則は変わらなかった。大英帝国の分割・移送モデルの延長線上にあった帰還阻止論を正当化する根拠となったのが、安全保障上の必要性和共に「難民の自発的退去」という論理であった。「彼らは敗れて逃亡した」(ベングリオン)、「アラブ民族が我々に宣戦した戦争の嵐の中で、しかもアラブ人自身の逃亡からこの事が起きたのなら、これこそ正に、その後には歴史が後戻りしないような革命的变化の一つである」「強力な敵がこのような状態をもたらしたのであり彼に責任がある」(シェルトク)<sup>57</sup>——6月16日の閣議で首相と外相が強調した自発的退去論はイスラエルの公式見解となった。「新しい歴史家」によって1980年代に再検討されたこの主張こそ、帰還阻止という形での分離主義を正当化するために、真実か否かを問わず建国以来必要とされ、自明の論点とされていたのである。

### おわりに

四つの帝国は共存と分離のモデルを与えることによって、シオニズム運動における民族自治から主権国家への力点の変化に複雑な影響を及ぼした。ロシア帝国とオーストリア帝国は主に思想面からシオニズム運動の分離主義に影響を与え、オスマン帝国と大英帝国は主にパレスチナの統治を通じて現地の性格に影響を与えることにより分離主義を助長した。特にパレスチナ紛争の激化への対応策として提示された大英帝国の分割・移送モデルは分離主義を決定的に強めた。シオニズム運動がロシア時代以来オーストリア社会主義者から



受容していた文化的自治論は、この頃から少数派の権利保障の方策としての積極的な意味を失い、対立する民族の主権を否定する議論として用いられるようになる。文化的自治本来の理念を見失ったシオニストの分離主義の1948年における政策的帰結は、アラブ難民の帰還阻止とそのためのアラブ村の破壊、財産の没収、無人化した地域へのユダヤ人の大量入植であり、その結果としての地域の相貌の激変であった。

帝国との関わりにおけるシオニズムの方向性の変容とパレスチナという一地域の変容は、帝国という政治的実体の性格にも逆に光を投げかける。第一に、帝国は直接の統治によってのみならず制度的・思想的枠組みの提供によって地域の社会や運動に影響を与えたということである。第二に、同質的な国家への「熱い」要求の前では、帝国とその枠組みに密接に関わる文化的自治は主権国家に比べて「微温的」性格しか持ち得なかったということである。帝国が民族紛争に対応できないまま解体したのは、帝国が処方箋として与え得る文化的自治が「主権未満」であるという本質的限界に関わっていた。自他の区別において微温的であるが故に共存を可能にする文化的自治と、明確に線引きをするが故に流血を引き起こす主権——近現代の人々にとって後者が次第に圧倒的な魅力を持ち得たのは何故かという世界史的な問題を改めて考える上でも、帝国解体期のシオニストの分離主義の変容とその流血の帰結は切実かつ示唆に富む一事例であると言えよう。

---

<sup>1</sup> アリヤーとはヘブライ語で「上昇」を意味し、パレスチナへのユダヤ人移住を指す。

<sup>2</sup> シオニズムがパレスチナをユダヤ人の主な移住先と考えるのに対し、領土主義は移住先はパレスチナに限らなくてもよいとする。

<sup>3</sup> Jonathan Frankel, *Prophecy and Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, pp.217-218, 310; 森まり子『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、2002年、16～18頁。

<sup>4</sup> Ber Borochov, *Class Struggle and the Jewish Nation*, New Brunswick: Transaction Books, 1984, pp.84-85, 95-98; 森『社会主義シオニズム』、22頁。

<sup>5</sup> Frankel, *op.cit.*, p.352.

<sup>6</sup> 森『社会主義シオニズム』、第1～3章。

<sup>7</sup> Anita Shapira, *Land and Power*, Oxford: Oxford University Press, 1992, p.34; *Sēper tōlādōt ha-h<sup>a</sup> ganāh* [国防史、以下STHと略記], Vol. 1-1 [以下すべてこの巻であるため省略], edited by Shaul Avigur, Yizhak Ben-Zvi, Elazar Galili, Yehuda Slutzky, Ben-Zion Dinur and Gershon Rivlin, Tel Aviv: Am Oved, 1954-73, pp.157-159.

<sup>8</sup> *STH*, pp.161-162.

<sup>9</sup> *STH*, p.128,159,175,203; Shapira, *op.cit.*, pp.32-33.

<sup>10</sup> *STH*, p.128; Shapira, *op.cit.*, p.30,75.

<sup>11</sup> *STH*, p.199, 214, 225-226. コサックがハシヨメルの模範であったことについては次も参照。Shapira, *op.cit.*, p.72. 実際に、ロシア帝国の北カフカス征服と共にオスマン帝国に逃亡してパレスチナに住みついたチェルケス人もいた。チェルケス人は初期の入植地の警備員として雇われた場合もあったため、「労働の征服」運動の際にはアラブ人との民族的な相違にもかかわらずアラブ人と同様に見なされて排除の対象となった。ホランはシリア南部の地名。

<sup>12</sup> 同様の指摘は、Shapira, *op.cit.*, pp.66-69.

<sup>13</sup> *STH*, p.22, 25-27, 35, 70, 74, 76-77, 96-99, 102-103, 107-108; *Ibid.*, p.50, 66,69.

<sup>14</sup> Neville Mandel, *The Arabs and Zionism before World War I*, Berkeley: University of California Press, 1977, pp.1-5, 11-12, 17-19; 森『社会主義シオニズム』、40～41頁; *STH*, p.185.

- 
- 15 *STH*, pp.53-56.
- 16 David Ben-Gurion, *Zikrônôt* [回想], Vol.1, Tel Aviv: Am Oved, 1971, pp.30-31.
- 17 *STH*, p.116.
- 18 *Ibid.*, pp.186-187.
- 19 *Ibid.*, p.117.
- 20 Shabtai Teveth, *Ben-Gurion and the Palestinian Arabs*, Oxford: Oxford University Press, 1985, p.20,23; Teveth, *Ben-Gurion*, Boston: Houghton Mifflin Company, 1987, pp.66-71; Ben-Gurion, *Ig'rot David Ben-Gurion* [ベングリオン書簡集] Vol.1, Tel Aviv: Am Oved, 1972, p.201, 206; Frankel, *op.cit.*, p.377; 森『社会主義シオニズム』、48～49頁。
- 21 Vladimir Jabotinsky, *Turkey and the War*, London: Fisher Unwin, 1917, pp.122-126, 131, 136, 138-139,141-143; 森『シオニズムとアラブ』講談社、2008年、48～52頁。
- 22 Ben-Gurion, <sup>A</sup>*nahnú we-s'kēnénú* [我々と我々の隣人], Tel Aviv: Davar, 1931, pp.1-12; Ben-Gurion, *Zikrônôt* Vol.1., pp.94-95, 98; 森『社会主義シオニズム』、50～51頁。
- 23 アルメニア人虐殺とシオニストについては、森『シオニズムとアラブ』、52～56頁。
- 24 Otto Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie*, Wien: Verlag der Wiener Volksbuchhandlung, 1924, p.325, 334-340, 358-363などを参照。
- 25 Yosef Gorny, *Zionism and the Arabs, 1882-1948*, Oxford: Clarendon Press, 1987, pp.35-38, 66-67; Borochoy, "On the Question of Zion and Territory" in Jonathan Kaplan ed., *The Zionist Movement* Vol.1., Jerusalem: The Hebrew University of Jerusalem, 1983, p.312.; 森『社会主義シオニズム』、25～28頁。
- 26 Jabotinsky, "Mimšāl 'ašmī šel mi'ût l'ōmī" [少数派民族の自治]、K<sup>c</sup>ṭābīm [著作集]中の'Ūmāh *we-ḥēbrāh* [民族と社会], Jerusalem: Eri Jabotinsky, 1950, pp.15-71.
- 27 Ben-Gurion, <sup>A</sup>*nahnú*, pp.189-196; 森『社会主義シオニズム』、118～123頁。
- 28 Ben-Gurion, <sup>A</sup>*nahnú*, pp.110-130; 森『社会主義シオニズム』、88～93頁。
- 29 Jabotinsky, *The Jewish War Front*, London: George Allen and Unwin, 1940, pp.216-220; 森『シオニズムとアラブ』、115～118頁。この構想は70年代後半のベギンのパレスチナ人自治構想の土台となった。
- 30 森『シオニズムとアラブ』、121～123頁。
- 31 Ben-Gurion, *Zikrônôt* Vol. 5, pp.208-210; 森『社会主義シオニズム』、207～209頁。
- 32 ピール委員会報告は正式には、Palestine Royal Commission Reportである。その結論にはシオニストのロビー活動に影響された面がある。また同報告書はイギリス政府をやや擁護する傾向はあるものの、委任統治におけるユダヤ人に有利な政策を分離の固定化の重要な原因と見る点で今日の客観的な研究成果（例えば Barbara Smith, *The Roots of Separatism in Palestine*, London: I.B.Tauris, 1993）と大枠で一致する。
- 33 *Palestine Royal Commission Report*, Cmd.5479, p.39, 108-109, 374.
- 34 *Ibid.*, pp.222-223, 237-239.
- 35 *Ibid.*, pp.137-138.
- 36 *Ibid.*, p.333, 340, 342, 344-345, 351, 358-360.
- 37 *Ibid.*, p.41, 66, 77, 131, 145-147, 307.
- 38 *Ibid.*, pp.370-371.
- 39 *Ibid.*, p.368.
- 40 *Ibid.*, pp.377-379, 381, 383, 386, 388. シンドは1936年4月にボンベイ州から切り離されて英領インドの一州となった。英領インドの一州であったビルマは1937年4月にインド行政から切り離されて別個の自己統治を行う植民地となった。
- 41 *Ibid.*, pp.389-390, 392.
- 42 *Ibid.*, p.389, 395.
- 43 *Ibid.*, p.124.
- 44 ピール委員会はインド政策に関わった人々を含んでいた。パレスチナとインドに対する

---

イギリスの政策の全般的な連関については、例えば Ilan Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1949*, London: I.B.Tauris, 1992, p.14; William Roger Louis, *The British Empire in the Middle East 1945-1951*, Oxford: Oxford University Press, 1985, pp.474-475. またシオニストの間にも、約 1100 万人の人々が事実上「住民交換」された 1947 年の印パ分離独立を、ユダヤ人国家からのアラブ人排除を正当化する直近の前例とする見方が後に現れる。Joseph Schechtman, *Population Transfers in Asia*, New York: Hallsby Press, 1949, p.99 など; (年代は下るが) Benjamin Netanyahu, *A Place among the Nations*, London: Bantam Press, 1993, p.228.

<sup>45</sup> 例えば、1938 年 6 月 7 日に始まるユダヤ機関執行部会合ではズデーテンなどのドイツ系住民がチェコスロヴァキア国家に与える脅威が引き合いに出されて、パレスチナ・アラブ人の問題を解決する必要性が説かれた (Nur Masalha, *Expulsion of the Palestinians*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1993, p.108.)。

<sup>46</sup> Walid Khalidi, “Plan Dalet”, *Journal of Palestine Studies*, Vol.XVIII, No.1., Autumn 1988, p.8, 16.

<sup>47</sup> Ben-Gurion, *Yómān ha-milḥāmāh: Milḥemet ha-‘ašmā’ūt 1947-1948* [独立戦争日記]、Tel Aviv: Mišrāḍ ha-ḇitāḥōn ha-hōšā’āh l’ōr [国防省出版], 1982, p.381 (ハイファ), p.438 (ヤッフオ)。

<sup>48</sup> 征服と「浄化」に同時に言及しているのは、*Ibid.*, p.485 (6 月 5 日のヤヴネーとカークーンの征服——“ha-ṭihūr”)、p.487 (後出の 6 月 5 日のヴァイツとの会合——niqûy) など。

<sup>49</sup> *Ibid.*, p.382, 470.

<sup>50</sup> *Tiršōmet y’sīḥōt ha-memšālāh ha-z’manūt* [暫定政府閣議議事録]、1948 年 6 月 16 日、Israel State Archives, p.21, 29, 35.

<sup>51</sup> Ben-Gurion, *Yómān*, pp.390-391, 487. 「浄化」は niqûy。

<sup>52</sup> *Ibid.*, p.833. 「根こそぎと追放」は “qîrāh we-gērûš”。

<sup>53</sup> *Ibid.*, p.863.

<sup>54</sup> *Ibid.*, p.897, 902.

<sup>55</sup> *Ibid.*, p.776 など。

<sup>56</sup> *Ibid.*, pp.652-654, 884.

<sup>57</sup> *Tiršōmet*, 1948 年 6 月 16 日、pp.20-21, 35.